平成２３年（フ）第１４０１号
神戸市垂水区星が丘２丁目１番48―1104号
債務者　東　　美樹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２３号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番13―305号、従前の住所神戸市垂水区高丸７丁目７番14号
債務者　片山　瑞穂（旧姓國村）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７６号
神戸市北区君影町２丁目１番45―406号
債務者　小森　悟司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７７号
神戸市垂水区舞子台６丁目５番18号　東舞子メゾン102号
債務者　日髙　千雅
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９２号
東京都多摩市連光寺２丁目62番地の９聖蹟桜ケ丘第２ダイヤモンドマンション302
債務者　喜瀬　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６８号
愛知県田原市西神戸町郷中59番地
債務者　焼肉醤々亭ことジーエスサーフこと永山譲二こと　崔　　譲二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１２号
栃木県佐野市越名町１番地４
債務者　豊田　良美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６０号
栃木県足利市通４丁目3506番地12　五智荘Ｆ
債務者　河内　俊志
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６２号
栃木県足利市本城２丁目4003番地15　第２陽光台ハウス501、前住所群馬県太田市東新町83番地２　アーバンファミリー久保田305号
債務者　遠藤理津子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３０２２号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目26番地８　アルブルＣ102
債務者　平山　玲子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１６０号
横浜市青葉区元石川町3718番地８　元石川町タウンハウスＡ号室
債務者　高橋　雅人
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３８号
横浜市青葉区桂台２丁目15番地９　ハイツ富士103
債務者　影山　雅美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４０３号
横浜市泉区岡津町2084番地１　ファミール岡津101
債務者　外城　　紫（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１３３号
横浜市戸塚区矢部町1277番地１
債務者　小糸　和教
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２９号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　香西　一弘
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８５号
横浜市泉区岡津町1677番地　メゾン・ド・ブランシュＥ―201号
債務者　前川　勝治
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部